

# 令和7年度 看護学専攻科（公衆衛生看護学専攻・助産学専攻）

## 入学者選抜要項

### 1 入試等日程

区 分	看護学専攻科
	公衆衛生看護学専攻・助産学専攻共通
	一般選抜※ 社会人特別選抜
① 願書受付期間	8/1(木)～8/8(木)
② 選抜期日	8/23(金)
③ 合格発表	9/13(金)
④ 入学手続期間	9/23(月)～27(金)

・追加募集については、上記の結果を見て判断する。

※ 本専攻科に進学を希望する、一定以上の成績を修めた本学看護学部生を対象に、一般選抜の筆記免除試験を実施する。詳細は別途案内する。

### 2 入学者選抜要項等

区 分	一 般 選 抜	社 会 人 特 別 選 抜
入 学 定 員	公衆衛生看護学専攻・・・15名 助産学専攻・・・10名	
出 願 資 格	<p>次のいずれかに該当する者で（助産学専攻においては女性であること）、かつ、看護師免許を有する者又は出願時において、看護師国家試験の受験資格を有する者（取得見込みの者を含む。ただし、入学時には、看護師国家試験に合格していなければならない。）とする。</p> <p>また、既に保健師免許を有する者又は保健師国家試験受験資格を有する者は、公衆衛生看護学専攻に出願できず、既に助産師免許を有する者又は助産師国家試験受験資格を有する者は、助産学専攻に出願できないものとする。</p> <p>(1) 大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び令和7年3月までに卒業見込みの者</p> <p>(2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和7年3月までに修了見込みの者</p> <p>(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和7年3月までに修了見込みの者</p> <p>(4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和7年3月までに修了見込みの者</p>	<p>左記一般選抜の資格を持ち、医療機関等や官公庁に在職し、機関の長から推薦された者。</p>

出願資格	<p>(5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて出願資格の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和7年3月までに授与される見込みの者</p> <p>(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和7年3月までに修了見込みの者</p> <p>(7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）</p> <p>(8) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者（入学時まで授与される見込みの者を含む。）</p>	
選抜方法	<p>専門科目（看護学一般）、小論文（保健医療福祉に関する内容）及び面接の結果並びに成績証明書の内容等を総合判断して行う。</p>	<p>専門科目（看護学一般）、小論文（保健医療福祉に関する内容）及び面接の結果並びに成績証明書、推薦状の内容等を総合判断して行う。</p>